

議案第18号

倉敷市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の改正について

倉敷市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年3月24日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

倉敷市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則

倉敷市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則（平成10年倉敷市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第3項中「，主宰者がこれに記名押印し」を削る。

第18条第1項中「し，これを弁明者に確認した上，弁明者に記名押印を求めなければならない」を「の上，その内容について弁明者の確認を求めなければならない」に改め，同項後段を削る。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

提案理由

聴聞調書及び弁明調書への押印を不要とするため，規則を改正するものである。

倉敷市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成10年倉敷市教育委員会規則第9号）新旧対照表

新	旧
第14条 法第24条第1項、県条例第24条第1項又は市条例第24条第1項に規定する調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号及び第5号に掲げる事項を除く。）を記載し_____なければならない。 3 報告書には、次に掲げる事項を記載し_____なければならない。 第18条 前条の規定により弁明を聴取する者（以下「弁明聴取者」という。）は、口頭による弁明を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した調書（以下「弁明調書」という。）を作成の上、<u>その内容について弁明者の確認を求めなければならない。</u> _____	第14条 法第24条第1項、県条例第24条第1項又は市条例第24条第1項に規定する調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号及び第5号に掲げる事項を除く。）を記載し、<u>主宰者がこれに記名押印しなければならない。</u> 3 報告書には、次に掲げる事項を記載し、<u>主宰者がこれに記名押印しなければならない。</u> 第18条 前条の規定により弁明を聴取する者（以下「弁明聴取者」という。）は、口頭による弁明を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した調書（以下「弁明調書」という。）を作成し、<u>これを弁明者に確認した上、弁明者に記名押印を求めなければならない。この場合において、弁明者が記名押印を拒否したときは、弁明聴取者はその旨を記載しておかなければならない。</u>